

船舶の部品（船体）に係る供給確保計画の認定申請に関するQ&A

【2026年9月4日時点版】

※本Q&Aは2026/9/4時点での状況に基づき作成したものであり、今後、関係各所との調整に基づき細かな修正等があります。

	項目	質問	回答
1. 造船業再生基金の助成対象			
1-1	助成対象	助成対象は何ですか。	設備投資については、船体の供給能力の向上に資する先進的な設備・施設・技術が対象となります。 研究開発については、我が国船主の需要（将来的な需要を含む）への対応又は船体の供給能力の強化に資する研究開発であって、船体を供給する事業者への成果の導入見通しがついているもの又は我が国及び同盟国・同志国の経済安全保障の確保に資するものが対象となります。
1-2	助成率	助成率はいくらになりますか。	船体の供給能力の向上に資する先進的な設備・施設・技術であって、船体の製造工程の自動化・省人化に資するものは、補助率の上限が二分の一、その他船体の供給能力の向上に資するものは補助率の上限が三分の一となります。 船体の研究開発については、我が国船主の需要（将来的な需要を含む）への対応又は船体の供給能力の強化に資する研究開発であって、船体を供給する事業者への成果の導入見通しがついているもの又は我が国及び同盟国・同志国の経済安全保障の確保に資するものは補助率の上限が二分の一となります。ただし、我が国及び同盟国・同志国の経済安全保障の確保に資する研究開発の円滑な実施に十分留意し、必要に応じて柔軟な対応を行うこととします。
1-3	自動化・省人化	自動化・省人化は具体的にはどういったものが対象となりますか。	造船分野においてこれまで広く導入が図られてこなかったような自動化・省人化機能を有する設備を想定しております。二分の一の助成率を希望する場合は、供給確保計画の中でその自動化・省人化機能の詳細をご説明ください。
1-4	土地代	土地代は助成対象に含まれますか。	土地取得や土地賃借料については、対象に含むことはできません。基礎工事費や用地買収交渉費については、申請内容により、助成対象となる可能性があります。申請するに当たって判断に迷うものがあれば、個別にご相談ください。
1-5	寮、宿舍	寮、宿舍は助成対象に含まれますか。	寮、宿舍については、船体の供給能力の向上に直接用いられる施設ではないことから、対象に含むことはできません。
1-6	開始時期	何年までに開始される取組が支援対象になりますか。	開始時期のきまりはございませんが、本事業の目標として「我が国における船体の供給能力（公称能力）を2035年までに完成品の船舶ベースで2024年時点から750万総トン相当以上増強すること」を掲げておりますので、その目標に向けて十分な貢献をする生産目標を設定し、事業に取り組んでいただく必要があります。
1-7	ドックの拡張	ドックの拡張は助成対象に含まれますか。	ドックの拡張に必要な費用のうち、土地取得費や土地賃借料に該当するものについては対象となりません。それ以外については、供給確保計画において船体の供給能力の向上に直接資することを示していただいた上で、先進的な施設・設備・技術の導入に要する工事費として対象になりえます。詳細については、造船業再生基金補助金実施要領別表第1「基金事業に関する経費の区分」をご確認ください。
2. 供給確保計画の申請手続について			
2-1	認定対象事業	どのような事業が、供給確保計画に係る認定の対象となりますか。	「船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」の第3章第2節（6）船体供給能力の強化（P23-P25）に記載された取組の基準のほか、第3章に記載された供給確保計画の認定要件を満たすものが対象となります。
2-2	認定から申請までの流れ	認定申請から認定までの流れはどのようになりますか。	①まず、事前に国土交通省へ御相談ください。 ②その後、供給確保計画を作成し、国土交通省にご提出ください。 ③提出いただいた供給確保計画及び添付資料について、国土交通省及び内閣府にて内容の確認・審査を行います。認定・不認定の結果は文書にて通知します。 なお、助成金の交付手続きについては安定供給確保支援法人（一般財団法人日本船舶技術研究協会）にて実施いたします。
2-3	上限額	一事業に対する助成の上限額はありますか。	上限を設けてはおりませんが、事業の妥当性・適格性・必要性・実現可能性等を勘案し、基金の予算額及び所定の助成率の範囲内で、各事業への助成額を決定します。
2-4	助成の対象期間	助成の対象期間はいつからですか。	本法律に基づく船体に係る認定供給確保計画による取組への助成は、当該計画に係り認定日以降に行う（発注・契約）認定供給確保事業のうち、補助対象経費に該当するものが対象となります。 ただし、認定から安定供給確保支援法人（一般財団法人日本船舶技術研究協会）からの助成金交付決定までは一定の期間が必要となるところ、この間に発注・契約が必要となる取組がある場合には、認定申請書の5（3）に取組ごとに「当該取組については、計画認定後、助成金交付決定前であっても速やかに着手したい。」旨明記した上で申請を行ってください。
2-5	日本語以外での書類	認定申請書は日本語以外での記載も可能ですか。また、添付書類についても日本語以外の書類で良いですか。	認定申請書は、日本語での記載をお願いいたします。なお、添付書類が日本語以外の場合、主要項目の和訳の添付もご提出いただくよう、お願いいたします。
2-6	認定数の上限	本基金事業全体における供給確保計画の認定件数の上限はありますか。	認定数の上限はございませんが、予算の制約上、供給確保計画を申請いただいても認定できない場合がございます。
2-7	先着順か否か	供給確保計画の認定は先着順ですか。	供給確保計画の認定は、先着順ではございませんが、順次行われていきます。 予算の制約上、供給確保計画を申請いただいても認定できない場合がございますので、早期の申請を推奨します。
2-8	認定結果の通知	認定結果は通知されますか。	認定・不認定の結果は文書にて通知します。
2-9	共同申請の可否及びその場合の申請書の記載方法	複数事業者で申請することは可能ですか。	可能です。共同申請を行う場合には、認定申請書の「1 名称等」の箇所に共同申請を行う全ての事業者に関する情報を記載し、記載欄を増やすなどして、1つの計画にまとめて提出ください。その際、共同申請者の役割分担について明確に分かるように記載ください。また、添付書類等も、どの事業者についてのものか分かるようにした上で、全事業者分の書類をまとめて提出するようにお願いします。なお、同一業種に属する複数の事業者が供給確保計画を申請しようとする場合、認定に際しては公正取引委員会への意見の求め（法第29条第1項）が必要となる場合（例：有力な事業者同士による共同生産等）があります。その場合、認定の審査に時間を要する場合がございますので、申請前に公正取引委員会へ前広にご相談ください。

	項目	質問	回答
2-10	追加支援措置	認定後に支援措置を追加で希望することは可能ですか。 可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。	追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更することを条件に、各支援措置の適用についてご相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を受けられるかどうかについては、変更内容や基金の残額を踏まえて判断されることとなります。 また、目標建造量の更なる増加がない状況での助成金の積み増しは原則認められません。
2-11	認定後の計画変更	認定後に計画を変更したい場合、いつどのように相談すればよいですか。	認定供給確保計画の内容を変更する場合、手続きは変更内容によって異なりますが、国土交通省及び内閣府において承認の手続き又は同府省に対する届出の手続きが発生します。変更手続の完了までには一定の期間を要するため、必ず事前に、時間的余裕（最低でも1か月以上、重大な変更内容の場合はそれ以上の期間を要する場合もあります）をもって、個別にご相談ください。国土交通省による承認を待たずに計画の変更にあたる行為に着手した場合、当該経費が助成対象から除外されたり、供給確保計画の認定が取り消される場合もありますので、十分ご留意ください。
2-12	4年以上の計画	造船業再生基金は3年分しか措置されていないですが、4年以上の計画を申請することは可能ですか。その場合、助成金は何年分受け取れますか。	4年以上の計画を申請することは可能です。提出いただいた計画について、国土交通省及びにて内容の確認・審査を行ったうえで、認定すべきと認められる場合は、4年目以降の予算が確保されることを条件として、全期間分を認定します。ただし、助成金の額については、当初は予算が措置されている3年分のみ交付決定されます。4年目以降は新たに予算が措置された場合に、安定供給確保支援法人（一般財団法人日本船舶技術研究協会）へ改めて変更申請を提出していただき、交付決定の変更を受けていただくこととなります。
2-13	概算払請求	長期間にわたる事業については、概算払請求を行うことは可能ですか。	助成金の支払いは、原則として、基金に係る事業終了後の精算払となりますが、希望に応じ、毎年度末締めで概算払を行うことを予定しています。
2-14	ツーステップローン	株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）による金融機関からの貸付を希望する場合、どのように記入すれば良いですか。	ツーステップローンによる金融機関からの貸付を希望する場合には、認定申請書の「7（1）取組に必要な資金の額及びその調達方法」のうち、「政府関係金融機関からの借入れ」において、支援を期待する額が分かるように明示してください。また、認定申請書の「7（2）期待する支援措置 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）」の「希望する」に○を付けてください。
2-15	共同申請の場合の取組を実施するために必要な資金の額及び調達方法	共同申請の場合、様式第一 5（4）「取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にどのように記入すれば良いですか。	共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額等が分かるように別々に記載してください。
2-16	取組の実施体制	申請様式中「6 取組の実施体制」にはどのような内容を記載すれば良いですか。	安定供給確保のための取組に関係する主な部署について、それぞれの部門の責任者、担当者の人数・役職・役割分担等を図などを活用して記載してください（共同申請者間の連携体制を含む。）。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制についても記載してください。
2-17	外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響	申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、（注2）外国の法的環境等による影響の有無及びその状況について、何を記載すれば良いですか。	申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により安定供給の適切性が影響を受けないこと（例えば、技術情報の流出や、安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないこと）を確認の上、その旨を記載し、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて追加で関係書類の提出を求める場合があります。
2-18	コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況	コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況は、何を記載すれば良いですか。	例えば、以下の資料の整備状況を記載してください。また、併せて当該資料を提出してください。判断に迷うものがあれば、個別にご相談ください。 ・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等） ・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料 ・会計基準に基づき作成・公開された財務諸表
2-19	計画内容の公表	認定された場合、計画の内容は公表されますか。	認定供給確保計画の概要（事業者名、取組内容（取組の種類や対象品目）、最大助成額等）をHPにて公表することとされています。
2-20	事業の実施状況の報告	供給確保計画の認定を受けた後、事業の実施状況を報告する必要はありますか。	認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況については、原則として当該事業年度終了後3か月以内に、様式13を国土交通省海事局船舶産業課までご提出ください。 このほか、安定供給確保支援法人（一般財団法人日本船舶技術研究協会）に対しても、別様式にて毎年の助成事業の実績報告を提出いただく必要がある点にもご注意ください。詳細は同法人へお問い合わせください。
2-21	助成金返還	進捗を報告しない場合や、取組を実施出来ない場合はどうなりますか。	申請書に記載された取組が実施されていないと認められる場合は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条の規定に基づく供給確保計画の認定取消、更に安定供給確保支援業務規程第21条第1項第8号の規定に基づく助成金の返還が求められることとなります。
2-22	変更認定と軽微な変更	認定後に計画の内容を変更したいときに、事前に変更認定申請が必要な場合と、軽微な変更として事後的な届出で良い場合と、どのようなケースがどちらに当てはまるのか、具体的に知りたいです。	例示として以下のケースが想定されますが、具体的なケースについては、個別に御相談ください。 ①事前に変更認定申請が必要な場合 ・認定安定供給確保計画を実施するために必要な事業内容の変更や、交付決定済の助成額の変更を伴う事業費の増減を行おうとする場合 ・認定供給確保計画について、生産する特定重要物資等の種類の変更や性能のダウングレード、生産開始時期の後ろ倒し、継続生産期間の短縮、生産能力の縮小等の取組内容の変更が生じる場合 ②軽微な変更として事後的な届出で良い場合 ・認定供給確保事業者の名称・住所等、供給確保計画の取組に直接関係しない記載内容を変更する場合 ・認定供給確保計画の実施期間を6月以内の範囲で変更する場合（※ただし、実施期間の変更により、継続生産等の要件を満たさなくなる場合には上記①のケースに該当となります。） ・認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10%未満の増減を伴うもの（※ただし、交付決定済の助成額の変更を伴う事業費の増減を行おうとする場合は上記①のケースに該当となります。）

	項目	質問	回答
2-23	共同申請の場合の助成の適用	共同申請を行う場合、共同申請者も助成を受けることができますか。	計画に記載された生産施設の整備を行う共同申請者であれば、助成を受けることが可能です。ただし、代表申請者と共同申請者で、生産施設の整備について、重複する内容に必要な資金に係る助成を受け取ることはできません。代表申請者と共同申請者の役割分担については、明確に分かるように記載ください。
2-24	コア技術の定義	コア技術のより詳細な定義を教えてください。	「コア技術（生産に有用かつ中核的な技術）」は、計画の認定対象である船舶の船体を構成する部品を生産する際に必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術を指します。「当該取組の成果である技術」は、当該取組が研究開発であった場合に、当該取組によって開発される技術を指します。「公然と知られていないもの」は、特許出願の公開、論文発表などの方法によって公の場に発表されておらず、かつ申請者を含む限られた関係者しか知らないものを指します。
2-25	コア技術の記載方法	具体的にどのような技術を記載すれば良いか教えてください。	コア技術については、個々の部品の性能や製造方法に差があるため、申請者にてコア技術の定義に沿った技術を具体的に記載下さい。コア技術の妥当性について、判断に迷う場合は、個別にお問い合わせ下さい。
2-26	コア技術の実現に直接寄与する技術	コア技術の実現に直接寄与する技術とは、具体的にどのような技術でしょうか。	「コア技術の実現に直接寄与する技術」は、その技術を知ることでコア技術が漏洩する可能性がある技術を指します。例えば、コア技術の開発手順や、製造に必須となる製造装置のパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当します。
2-27	技術流出防止措置	技術流出防止措置を実施するものは認定事業者が対象という理解ですが、申請者のみ該当ですか。	技術流出防止措置を実施する者は申請者だけでなく、コア技術を供与されるグループ会社も対象に含みます。措置（ア）～（ウ）について、グループ会社を対象として考えた場合、具体的には以下内容となります。 （ア）グループ会社内のコア技術等にアクセス可能な従業員を制限し、管理体制や規程の整備を講じること。 （イ）グループ会社内において（ア）に規定する従業員からの技術流出措置を講じるとともに、守秘義務の誓約を得ること。また、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。 （ウ）グループ会社ではなく、グループ会社の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることが求め、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。 なお、コア技術を供与されるグループ会社が存在する場合、添付資料3「取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置」に、申請者の措置の他、グループ会社の措置についても記載下さい。
2-28	助成の併用	研究開発について、別途BRIDGE予算で行っている事業に対して、本事業の助成も受けることは可能ですか。	同一の取組に対して助成を重複して受けることはできません。ただし、例えば2026年度はBRIDGDE、2027年度以降は本事業を使うという形であれば助成を受けることは可能です
3. 申請要件について			
3-1	船体ブロック製造事業者	船体ブロック製造事業者単独の申請は可能ですか。	船体ブロック製造事業者も助成対象となりえますが、造船業再生ロードマップに示されたマーケット戦略や技術戦略に沿った計画を作成することが求められることから、造船所と共同での申請を推奨しています。
3-2	事業基盤強化計画	事業基盤強化計画の認定は申請者全員が受ける必要がありますか。	原則、事業基盤強化計画の認定は申請者全員に必要となります。申請するに当たって判断に迷うものがあれば、国土交通省海事局船舶産業課までご相談ください。
3-3	安全保障上不可欠な船種	我が国の安全保障上不可欠な船種とは何ですか。	艦艇や巡視船を想定しています。上記以外にも安全保障上不可欠と思われるものがあれば、事前にご相談ください。
3-4	特定のセグメント	特定のセグメントとは何ですか。	経済安全保障上重要ではあるものの他の要件を満たすことが難しい船種を想定しております。具体的に該当すると思われるものがあれば、事前にご相談ください。
3-5	5割要件	取組方針第3章第2節（6）①設備投資の「5割以上増強する」ことは個社ごとに求められるのか、グループ全体で求められるのか、どちらでしょうか。また、隻数ではなく総トン数（GT）でしょうか。	供給確保計画の申請を個社ごとに出すのであれば個社ごと、グループ全体で出すのであればグループ全体になります。ただし、個社・グループ内において安定供給確保に係る取組を行う事業所のみを対象とした申請は可能です。単位は総トン数（GT）になります。
3-6	連携・協業	取組方針第3章第2節（6）①設備投資について、他社との連携・協業を行う場合は5割以上増強するという要件がかかっていないが、単に増強すればよいということか。	この連携・協業要件は、既存の連携・協業ではなく、更なる深掘りや新たな他社との連携・協業を行うことが前提です。この連携・協業を行う場合には必ずしも5割以上増強する必要はありませんが、本事業の目的が「造船能力の抜本的向上」であることから、船体の供給能力を大幅に増強する計画であることが前提となっています。